



令和8年度 医療従事者修学資金貸与募集要項

医療従事者(薬剤師)を目指す学生を経済的に支援するとともに、
当院に勤務する医療従事者(薬剤師)の確保を目的とした制度です。

- 年額 80万円以内で、養成学校等の正規の修業年限まで貸与します。
- 養成学校等を卒業後、荘内病院に一定の期間勤務するなどの条件を満たした場合、貸与した修学資金の返還を免除します。

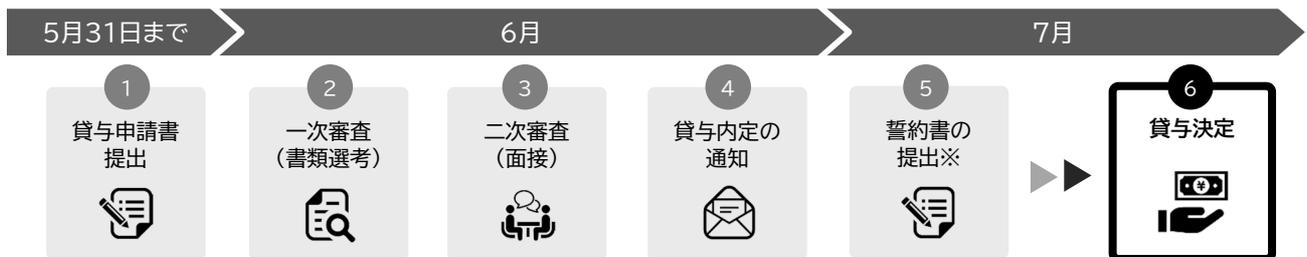
contents

I	制度の概要.....	1
	1. 貸与決定までの流れ.....	1
	2. 貸与について.....	1
	3. 貸与の休止・打切りについて.....	1
	4. 保証人について.....	2
	5. 返還について.....	2
	6. 猶予について.....	2
	7. 返還の免除について.....	3
	8. 異動と届出.....	3
II	貸与の申込み.....	4
III	Q&A 集.....	5
IV	鶴岡市立荘内病院について(令和8年4月1日現在).....	6
V	鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金貸与条例・規則.....	8
	鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金貸与条例.....	8
	鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金貸与条例施行規程.....	10

I 制度の概要

1. 貸与決定までの流れ

貸与申請書の提出があった後、一次審査(書類選考)を行い、その後二次審査として申請者の面接を行います。面接の結果を受けて、貸与が適当と判断された方に内定の通知をします。通知を受けた方は、速やかに「誓約書」を提出していただきます。誓約書の提出を受けて貸与を決定します。



※「誓約書」には、保証人2名の印鑑証明書と保証人の直近の収入を証明する書類(所得証明書・源泉徴収票(写)・確定申告書一式(写)など)を添付してください。

2. 貸与について (条例第3条・11条、規程第4条)

貸与額	年間80万円以内で希望する額 (80万円、70万円、60万円、50万円、40万円、30万円)
貸与期間	在学している養成学校等の正規の修業年限まで ※貸与の決定はその年の年度末までとなり、翌年以降は順次更新するものとします。
貸付け方法	・決定した修学資金(年額)の4分の1に相当する額を、6月・9月・12月・翌年3月の各月末に指定口座へ振り込みます。 ・修学資金の貸与を受けた際にその都度「借用証書」を提出していただきます。 ・貸与1年目の貸与期間は4月1日からの扱いとし、初回の振り込みは7月末となります。

3. 貸与の休止・打ち切りについて (条例第6・7条)

貸与の休止	修学生が休学し、又は停学の処分を受けた場合には、休学又は停学の処分を受けた日から復学した日の前日まで貸与を休止します。このとき、貸与を休止した期間の分として既に貸与された修学資金がある場合には、その修学資金は、修学生が復学した日以後の分として貸与されたものとみなします。
貸与の打ち切り	修学生が次の事項のいずれかに該当した場合、修学資金の貸与を打ち切ります。 ・退学したとき ・学業成績が著しく不良となったと認められるとき

	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の故障のため、修学の見込みがなくなると認められるとき ・修学資金の貸与を受けることを辞退したとき ・偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けたとき ・死亡したとき ・その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
--	---

4. 保証人について（条例第5条、規程第6条・8条）

- ・成年者で、独立して生計を営む2名の保証人が必要です。おおむね貸与される修学資金(年額)以上の所得があり、修学資金を返還できる資力をもつ者とします。
- ・貸与内定通知後の「誓約書(様式第3号)」提出時には、保証人2名の印鑑証明書及び収入を証明する書類(令和7年分の所得証明書又は源泉徴収票(写)または確定申告書一式(写))を添付してください。

5. 返還について（条例第8条、規程第13条）

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、貸与を受けた修学資金を返還しなければなりません。返還事由の生じた日の属する月の翌月の初日から起算して3カ月以内に貸与した資金の総額を一括して返還していただきます。ただし、病院事業管理者が特に認めるときは、別に期限を定め、または分割して返還することができます。

- ・修学資金の貸与を打ち切られたとき
- ・大学を卒業したとき(返還の免除を受けようとする場合は、免除が決定されるまでの間、返還を猶予することができます。)

■返還の手続き

返還の事由が生じた日から起算して20日以内に「鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金返還明細書(様式第7号)」を提出しなければなりません。

6. 猶予について（条例第9条、規程第14条）

次の事由がある場合、事由が存続する間、修学資金返還の債務の履行が猶予されます。

- ・返還の債務の免除を受けようとするとき
- ・災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められるとき

■返還猶予の手続き（規程第14条）

猶予の事由が生じた日から起算して20日以内に「鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金返還猶予申請書(様式第8号)」を提出しなければなりません。

7. 返還の免除について (条例第 10 条、規程第 15 条)

次の要件をすべて満たした場合は、修学資金の返還債務が全額免除されます。

- ① 養成学校等を卒業した日の属する月の翌月から起算して2年以内に、修学資金の貸与の決定の基礎となる職種の免許を取得すること
- ② 当該免許を取得した日の属する月の翌月の初日から起算して3年が経過した日までに荘内病院に勤務し、引き続き在職すること
- ③ 上記の在職期間が返還免除適用期間(修学資金の貸与を受けた期間に1.5 を乗じて得た期間(月を単位とし、1月に満たない期間は切り捨てる。当該期間が5年に満たないときは、5年とする。))に達すること



※所得税法の改正に伴い、平成28年4月1日以後の貸与金返還免除に係る債務免除益については、所得税が非課税となります。

※荘内病院に在職している間に職務により死亡し、または職務に起因する心身の故障のため免職された場合も返還の債務が免除されます。

■在職期間の計算 (規程第 16 条)

返還免除の条件となる在職期間は、期間の初日が属する月から末日が属する月までの月数で計算します。

- ・休職、停職又は育児休業の期間がある場合は、休職等の期間の初日が属する月から末日が属する月までの月数を控除します。ただし、この休職等期間の終了した月において再び休職等期間が開始するときは、その月を1カ月として控除します。
- ・育児又は介護等のため所定労働時間の短縮措置があった場合は、その措置があった期間の月数は所定の労働時間に換算して月数を計算します。

■免除の申請 (規程第15条)

免除の事由(免除条件の在職期間を満たした時等)の生じた日から起算して20日以内に「鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金返還債務免除申請書(様式第 10 号)」を提出してください。

8. 異動と届出 (規程第 9 条)

■異動の届出

以下の事項のいずれかに該当することとなったときは、鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金届出書(様式

第4号)を提出してください。

- ・ 氏名、住所、連絡先を変更したとき
- ・ 養成学校等を退学したとき
- ・ 休学若しくは停学の処分を受け、又は復学したとき
- ・ 進級できなかったとき
- ・ 保証人の氏名、住所若しくは職業が変わったとき
- ・ 保証人が死亡又は破産手続きが開始されたとき
- ・ 保証人として適当でない事由が発生したとき

■ 定期の届出

修学生は毎年4月15日まで前年度の学業成績を証明する書類を提出してください。

II 貸与の申込み (条例第2条、規程第5号)

申込資格	<p>貸与の申込にあたっては以下の要件をすべて満たす必要があります。</p> <p>①養成学校等を卒業後、貸与の決定の基礎となった職種の免許を取得し、荘内病院に勤務する意思を有していること</p> <p>②養成学校等に在学していること</p> <p>③原則として、他の修学資金等の返還の債務がないこと(独立行政法人日本学生支援機構の奨学金など、大学卒業後の就労先に制限がないものは除く)</p> <p>その他、次のいずれかに該当する方は荘内病院の職員となり勤務することができません。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 日本国籍を有しない方・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方・ 鶴岡市職員として懲戒免職処分を受け、その後2年を経過しない方・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
募集人数	2名
申込手続き	<p>(1)提出書類</p> <ul style="list-style-type: none">①鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金貸与申請書(様式第1号)②養成学校等における在学証明③養成学校等における学業成績を証明する書類(修学年数が1年に満たない場合は卒業した高等学校における学業成績を証明する書類)④戸籍謄本(申請日の2カ月以内に発行されたもの) <p>(2)申込期間</p> <p>令和8年4月1日(水)から5月31日(日)まで</p>

	<p>(3) 申込先 〒997-8515 山形県鶴岡市泉町4番20号 鶴岡市立荘内病院総務課 TEL 0235-26-5111(代)</p> <p>(4) 申込方法</p> <p>① 持参の場合 募集期間内の午前8時30分から午後5時15分まで(土日、祝日を除く)</p> <p>② 郵送の場合 簡易書留郵便で郵送(令和8年5月31日(日)消印有効) ※封筒に「医療従事者修学資金貸与申請書在中」と明記してください。</p>
--	--

Ⅲ Q&A 集

■ 募集・申込み

Q1. 他の奨学金も借りていますが(借りる予定ですが)、その場合でも申込みは可能でしょうか。

A1. 日本学生支援機構などの奨学金との併用は可能です。

ただし、当院の修学資金と同様に、養成学校等を卒業後に制約を受ける奨学金等を併用することはできません(卒業後に当院に勤務することについて問題がない場合はこの限りではありません)。

Q2. 山形県の病院薬剤師奨学金返還資金貸与制度と併用して貸与を受けることは可能ですか。

A2. 併用可能です。

県の制度は、日本学生支援機構の奨学金の返還資金の貸与であるため、鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金貸与制度とは重複しておらず、併用可能です。

Q3. 鶴岡市や山形県出身ではありませんが、申込みは可能ですか。

A3. 日本国籍を有する方であれば、出身での制限はありませんのでお申込み可能です。

■ 修学資金制度

Q4. 留年した場合、貸与は休止となりますか。

A4. 留年となった場合でも、在学している養成学校等の正規の修業年限までは貸与します。ただし、学業成績が著しく不良となったと認められるときは、貸与打ち切りとなりますのでご注意ください。

(例)1年生から貸与を開始し、2年生に進級できず1年間留年となった場合(正規の修業年限=6年)
→5年生になる年(本来6年生になる年)まで貸与いたします。翌年の貸与はありません。

■ 就職

Q5. 貸与を受けた場合、必ず採用となりますか。

A5. 貸与の有無と、採用の有無は無関係です。

IV 鶴岡市立荘内病院について

< 病院憲章 >

高度・良質な医療と心のこもった患者サービスで地域医療を担う基幹病院



鶴岡市立荘内病院は大正2年(1913年)に創設され、以来、鶴岡市をはじめとする庄内南部地域の医療の中心を担ってきた歴史のある病院です。平成15年現在の場所に移転新築し、庄内南部地域(人口約142,000人)の急性期医療の基幹病院として大きな役割を果たしています。

診療科目	内科 精神科 神経内科 呼吸器科 消化器科 循環器科 漢方内科 緩和ケア内科 小児科 外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 呼吸器外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 泌尿器科 産科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 麻酔科 リハビリテーション科 放射線科 病理診断科 救急集中治療科 以上28科
病床数	一般病床 521床
患者数	外来1日平均 625.1人 入院1日平均 333.5人
医師	総数 85人
薬剤師	総数 20人

※数値等は令和7年4月1日現在のものです。

荘内病院は、患者さんのため、市民のため、地域のため、そして次の世代のために存在します。



高度な周産期医療

庄内地域唯一の地域周産期母子医療センター（平成26年4月よりNICU6床、GCU6床）として、周産期医療ネットワークを活かした医療・治療を行っています。



緩和ケア

山形県がん診療連携指定病院の指定を受け、質の高いがん診療を行うとともに、患者さんとご家族の体と心、生活をサポートしながら、地域医療機関との連携により質の高い緩和ケアが受けられる体制が作られています。



救急医療

当院の救急センターを受診する方は年間約 13,100 人で、救急車で搬送される方は約4,000人です。救急医療に関しても地域において中心的な役割を担っています。



地域医療支援病院

地域の「かかりつけ医」と連携を密にし、必要に応じて専門的医療、救急医療を提供できる地域医療支援病院です。



研修環境の充実

院内・院外研修や長期派遣研修など教育研修制度を充実させ、病院全体のスキルアップを図っています。



国立がん研究センター東病院との連携

荘内病院と国立がん研究センター東病院は令和2年7月に医療連携に関する協定を締結しました。東病院の医師によるがん相談外来、遠隔アシスト手術、人事交流などに取り組み地域のがん医療の高度化を図ります。

V 鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金貸与条例・規則

鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、鶴岡市立荘内病院（以下「病院」という。）に医療従事者として勤務しようとする者に対し、その修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、病院における医療従事者の確保を図ることを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 医師を除く医療従事者であつて、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める職種のものとして病院に勤務する意思を有していること。
- (2) 医療従事者を養成する学校又は養成所（以下「養成学校等」という。）に在学していること。
- (3) 他の修学資金の返還の債務がないこと（管理者が特に認める場合を除く。）。

(修学資金の額等)

第3条 修学資金の額は、年額80万円以内の額で管理者が別に定める額とする。

- 2 修学資金を貸与する期間は、養成学校等の正規の修学期間の終了する日までとする。
- 3 修学資金には、利子を付さないものとする。

(貸与の申請及び決定)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、管理者が別に定めるところにより、申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、貸与の可否を決定する。

(保証人)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、管理者が別に定めるところにより、保証人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して返還する債務を負担するものとする。

(貸与の休止)

第6条 管理者は、修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休

学し、又は停学の処分を受けた日から復学した日の前日まで修学資金の貸与を行わないものとする。

(貸与の打ち切り)

第7条 管理者は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、修学資金の貸与を打ち切るものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため、修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けたとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(返還)

第8条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月の初日から起算して3月以内に、貸付けを受けた修学資金の総額を一括して返還しなければならない。ただし、管理者が特に認めるときは、別に期限を定め、又は分割して返還させることができる。

- (1) 養成学校等を卒業したとき。
- (2) 前条の規定により修学資金の貸与を打ち切られたとき。

(返還の猶予)

第9条 管理者は、前条の規定により修学資金を返還すべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 次条第1号に規定する事由に該当し、返還の債務の免除を受けようとするとき 免除の決定を受けるまでの間
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると管理者が認めるとき 当該事由が存続する間

(返還の免除)

第10条 管理者は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成学校等を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に修学資金の貸与の決定の基礎となる職種の免許を取得し、その取得した日の属する月の翌月の初日から起算して3年を経過した日までに病院に勤務した場合において、その引き続き在職期間が修学資金の貸与を受けた期間に1.5を乗じて得た期間（月を単位とし、1月に満たない期間は切り捨てる。当該期間が5年に満たないときは、5年とする。）に達したとき。

(2) 前号の在職期間中に職務により死亡し、又は職務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

(遅延利息)

第11条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日からこれを返還した日までの期間に応じ、返還すべき額に年14.6パーセントの割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

(基金の設置)

第12条 修学資金の貸与資金に充てるため、医療従事者修学資金貸与基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第13条 基金の額は、1,500万円とする。

2 基金の額は、鶴岡市病院事業会計予算（以下「予算」という。）の定めるところにより、これを増額し、又は減額することができる。

3 前項の規定により増額又は減額が行われたときは、基金の額は、増額又は減額後の額とする。

(基金の管理等)

第14条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

3 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金貸与条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金貸与条例（令和8年鶴岡市条例第45号。以下「条例」という。）

の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる医療従事者)

第2条 条例第2条に規定する病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定める職種は、薬剤師とする。

(養成学校等の範囲)

第3条 条例第2条第2号に規定する養成学校等（以下「養成学校等」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を除く。以下「大学」という。）において薬学を履修する課程（同法第87条第2項に規定するものに限る。）とする。

(貸与額)

第4条 条例第3条第1項に規定する額は、修学資金の貸与を受けようとする者が、次に掲げる額の中から選択できるものとする。

- (1) 年額80万円
- (2) 年額70万円
- (3) 年額60万円
- (4) 年額50万円
- (5) 年額40万円
- (6) 年額30万円

2 前項において選択した貸与額については、養成学校等の正規の修学期間の終了する日まで変更できないものとする。

(貸与の申請手続)

第5条 条例第4条第1項の規定により修学資金の貸与を受けようとする者は、管理者が別に定める日までに鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 養成学校等における在学証明書
- (2) 養成学校等における学業成績を証明する書類（修学年数が1年に満たない者にあつては、卒業した高等学校（法第1条に規定する高等学校をいう。）における成績証明書）
- (3) 戸籍謄本（申請の日前2月以内に発行されたものに限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類（保証人）

第6条 条例第5条第1項に規定する保証人は2人とし、それぞれ独立の生計を営む成年者でなければならない。

(貸与の決定等)

第7条 管理者は、第5条の申請があつた場合において、当該申請の審査及び面接により修学資金を貸与することが適当であると認めるときは、当該年度の予算額の範囲内で修学資金を貸与することを決定する。

2 管理者は、前項の規定により修学資金の貸与を決定したとき、又は貸与しないこととしたときは、鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金貸与（不承認）決定通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

(誓約書)

第8条 前条の規定により、貸与の決定を受け、修学資金の貸与を受けようとする者は、管理者の指示に従い、誓約書（様式第3号）に保証人の印鑑証明書及び収入を証明する書類を添えて提出しなければならない。

(届出義務)

第9条 修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、直ちに鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金貸与異動届出書（様式第4号）により管理者に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所又は連絡先を変更したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 休学し、若しくは停学の処分を受け、又は復学したとき。
- (4) 進級できなかったとき。
- (5) 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があつたとき、保証人が死亡したとき、又は保証人に破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき

2 修学生は、毎年（修学資金の貸与が決定された日の属する年を除く。）4月15日までに前年度の学業成績を証明する書類を管理者に提出しなければならない。

(貸与の休止又は打ち切りの決定等)

第10条 管理者は、条例第6条の規定により貸与の休止を決定したとき、又は条例第7条の規定により貸与の打ち切りを決定したときは、鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金貸与（休止・打ち切り）決定通知書（様式第5号）により、その旨を通知するものとする。

(貸与の方法)

第11条 管理者は、貸与を決定した修学資金の年額の4分の1に相当する額を6月（修学資金の貸与が決定された日の属する年にあつては7月）、9月、12月及び翌年3月にそれぞれ貸与するものとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 修学生は、前項の規定により修学資金の貸与を受けたときは、その都度借用証書（様式第6号）を管理者に提出しなければならない。

（貸与の保留）

第12条 管理者は、修学生が正当な理由なく第9条第2項に規定する書類を提出しないときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

（返還方法）

第13条 修学資金を返還しなければならない者は、当該返還の事由が生じた日から起算して20日以内に、鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金返還明細書（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

（返還の猶予の申請手続）

第14条 条例第9条に規定する修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、同条に規定する事由が生じた日から起算して20日以内に、鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金返還猶予申請書（様式第8号）に当該事由を証明する書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、修学資金の返還の債務の履行の猶予を決定したとき、又は承認しないこととしたときは、鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金返還猶予（不承認）決定通知書（様式第9号）により、その旨を通知するものとする。

（返還の免除の申請手続）

第15条 条例第10条に規定する修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、同条に規定する事由が生じた日から起算して20日以内に、鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金返還債務免除申請書（様式第10号）に当該事由に該当することを証明する書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により修学資金の返還の債務の免除を決定したとき、又は承認しないこととしたときは、鶴岡市立荘内病院医療従事者修学資金返還免除（不承認）決定通知書（様式第11号）により、その旨を通知するものとする。

（在職期間の計算）

第16条 条例第10条第1号及び第2号に規定する在職期間は、期間の初日が属する月から末日が属する月までの月数により計算するものとする。

2 前項の規定により在職期間を計算する場合において、現在在職した期間中に休職、停職又は育児休業の期間（以下「休職等期間」という。）があるときは、休職等期間の初日が属する月から末日が属する月までの月数を控除するものとする。ただし、休職等期間の終了した月において再び休職等期間が開始することとなったときは、その月を1月として控除するものとする。

3 第1項の規定により在職期間の計算をする場合において、現在在職した期間中に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置による勤務その他これに準ずる勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）の期間があるときは、当該期間の初日が属する月の翌月（当該日が月の初日であるときは、当該日が属する月）から当該期間の末日が属する月の前月（当該日が月の末日であるときは、当該日が属する月）までの月数に、当該育児短時間勤務等をした者に係る当該期間における所定労働時間をその者に係る育児短時間勤務等をしなかった場合における所定労働時間で除して得た数を乗じて得た月数（当該月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数）により計算するものとする。

4 第1項の規定により在職期間の計算をする場合において、休業等期間の終了した月に育児短時間勤務等を開始したときは、その月を1月として控除するものとする。

（保証人による手続）

第17条 保証人は、修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

2 第12条から第14条までの規定は、保証人が修学資金の貸与を受けた者に代わって行う手続について準用する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

お問い合わせ、申込みはこちらへ

鶴岡市立荘内病院 総務課

〒997-8515 山形県鶴岡市泉町4番20号

TEL 0235-26-5111(代) FAX 0235-26-5110

E-mail soumu@shonai-hos.jp

申請書のダウンロードはホームページから

荘内病院 医療従事者修学資金

検索

